



平成 27 年 2 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 アートネイチャー
代表者名 代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛

(東証第一部・コード 7823)

問合せ先 取締役兼上席執行役員経営企画部長 内藤 功
電話 03-3379-3228

株主代表訴訟の上告審に関するお知らせ

平成 25 年 2 月 12 日付「株主代表訴訟の上告に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社取締役 4 名（うち 2 名は退任）が上告していた株主代表訴訟に関しまして、上告が受理され、本日最高裁判所において判決が言い渡されました。これにより、当社取締役らが本件に関し、一切の損害賠償責任を負わないことが確定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

最高裁判所第 1 小法廷 平成 27 年 2 月 19 日

2. 訴訟の経緯

本件代表訴訟は、被上告人（一審原告）たる当社株主 1 名が、平成 15 年 11 月 6 日開催の臨時株主総会決議に基づいて、当社が保有する自己株式を当社代表取締役に売却した際の売却価額（以下、「本件自己株式売却価額」といいます。）、及び平成 16 年 3 月 8 日開催の臨時株主総会決議に基づいて行った第三者割当増資の割当価額（以下、「本件第三者割当価額」といいます。）が、いずれも著しく低廉であり、これにより当社に損害を与えたとして、当社取締役らに対し損害賠償を請求した株主代表訴訟であります。平成 24 年 3 月 15 日付東京地方裁判所の判決（以下、「第 1 審判決」といいます。）は、本件自己株式売却価額は著しく不公正なものでないとして第 1 審原告の請求を棄却しましたが、本件第三者割当価額が著しく不公正な価額であったとして、当社取締役らに対し、第 1 審原告の請求の一部分 2 億 2000 万円の損害賠償を命じました。

当社取締役ら及び第 1 審原告は、いずれも第 1 審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しましたが、平成 25 年 1 月 30 日、東京高等裁判所第 9 民事部において、当社取締役ら及び第 1 審原告のいずれの控訴も棄却する判決が言い渡されました。

その後、当社取締役らは控訴審判決のうち、本件第三者割当増資に関し当社取締役らに損害賠償を命じた一審判決を支持した部分に誤りがあるとして、最高裁判所に上告並びに上告受理申立を行っていたところ、先般、上告が受理され、本日判決が言い渡されたたものです。

3. 判決の内容

判決の内容は以下の通りであります。

- (1) 原判決中上告人ら敗訴部分を破棄し、同部分につき第 1 審判決を取り消す。
- (2) 前項の部分に関する被上告人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

4. 本件代表訴訟の結果

本最高裁判所判決等により、本件自己株式売却価額及び本件第三者割当価額はいずれも著しく不公正なものではないこと、及びこれらを決議した当時の当社取締役らが一切の損害賠償責任を負わないことがそれぞれ確定いたしました。

5. 今後の見通し

本件が当期業績に与える影響は軽微であります。

以 上